

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 給与規程

平成29年3月24日
理事会決定

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「当法人」という。)の職員の給与について定めることを目的とする。

(職員)

第2条 職員とは、「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会就業規程」第2章に定める手続きにより採用される職員をいう。ただし、非常勤職員の給与については本規程によらず個別の契約において定める。

(実費の弁償)

第3条 会務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の種類)

第4条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本給は、本給とする。
- (2) 諸手当は、通勤手当、時間外労働手当、休日労働手当、深夜業手当、調整手当及び賞与とする。

(給与の支給日)

第5条 当法人職員の給与(賞与を除く。)の支給日は、毎月15日(その日が休日にあたるときは、その日に最も近い休日でない日。但し、その日に最も近い休日でない日が休日の前後それぞれにある場合には、直前の営業日。)とする。

(給与の支給方法)

第6条 支給日においては、当月分の基本給及び諸手当(時間外労働手当、休日労働手当及び深夜業手当を除く。)と前月分の時間外労働手当、休日労働手当及び深夜業手当を支給する。なお、賞与については、第13条によるものとする。

2 月の5日以降において基本給及び諸手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき、又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月の支給日においてその差を追給し、

又は控除する。

(本給)

第7条 職員の本給は、月額とし、事務総長が別に定める役割等級に基づく俸給表の等級号俸による。

(本給の決定)

第8条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の程度など、期待される役割に応じて処遇を決定する役割等級制度に基づいて、事務総長が決定する。なお、職員の職務、当法人への貢献度等により、役割等級制度に基づき、その額を増額又は減額することがある。

2 前項の役割等級制度の内容、運用等については、事務総長が別途定める。

(初任給)

第9条 職員の初任給は、事務総長が定める俸給表のうち、原則として、各等級の1号俸を適用する。ただし、「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務局規程」第22条に定める幹部職（以下単に「幹部職」という。）については、前条の規定により決定する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる各号の一つに該当する職員に対して支給する。

(1) 通勤のため、交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため、自転車及び時に当法人の承認を得た交通用具（以下「自転車等」という。）を、片道2キロメートル以上使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため、交通機関を利用して、その運賃等を負担し、かつ自転車等を片道2キロメートル以上使用することを常例とする職員

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法による次の各号により算出した、その者の1ヵ月の通勤に要する運賃の額に相当する額とする。

(1) 交通機関等が通勤定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる6ヵ月（当該交通機関がバスの場合にあっては3ヵ月）の定期券の価格を6（バスの場合にあっては3）で除した額（価格の異なる定期券を発行している時は、最も低廉となる定期券の価格）

(2) 交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区間についての通勤22回分の運賃の額であって、最も低廉となるもの

3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、自転車等の使用距離が片道1

0キロメートル未満であつては4,100円、10キロメートル以上である職員にあつては6,500円とする。

- 4 第1項第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、第2項第1号又は第2号に定める交通機関の運賃及び前項に掲げる額の合計額とする。
- 5 職員は、新たに第1項の要件を具備し、又は欠くに至った場合及び住居、通勤経路又は通勤方法等を変更した場合は、すみやかに届け出なければならない。
- 6 通勤手当の支給開始、停止及び額の改訂の月は、それぞれ要件が具備された日、又は欠いた日を基準として次のとおりとする。
 - (1) 支給開始 具備された日の属する月の翌月（その日が月の初日のときはその日が属する月）から開始
 - (2) 支給停止 欠いた日の属する月（その日が月の初日のときはその属する月の前月）をもって停止
 - (3) 額の改訂 具備された日の属する月の翌月（その日が月の初日のときはその日の属する月）から改訂
- 7 通勤手当の支給を開始又はその支給額を増額して改訂する場合において、その届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、前項の規定にかかわらず、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日のときはその日の属する月）から、その支給を開始し、又はその支給額を改訂する。
- 8 第1項の職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

(時間外労働手当等)

- 第11条 時間外労働手当は、所定労働時間外労働を命ぜられた職員に対して支給する。1時間当りの額は時間額に100分の125(1ヵ月当り60時間を超える場合におけるその超えた時間数については、100分の150)を乗じて得た額を支給する。ただし、出張中における時間外労働手当は、その労働時間が明確に確認でき、かつ事前に承認を得たものに限り支給することができる。
- 2 時間外労働手当については、職務に応じ、あらかじめ契約書に記載した時間数に対する時間外割増賃金(固定残業代)として支給することができるものとし、当該割増賃金(固定残業代)の金額は、契約書及び給与明細に明示する。ただし、実際の時間外労働が当該時間数を超えた場合には、その超えた時間数に相当する時間外労働手当を別途支給する。
 - 3 休日労働手当は、休日に労働を命ぜられた職員に対して支給する。1時間当りの額は時間額に100分の135を乗じて得た額を支給する。
 - 4 深夜業手当は、午後10時から翌日の午前5時までの労働に対し、前各項に定めるものとは別に、1時間当りの額は時間額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(調整手当)

第12条 事務総長は、特別の事情により、その額に調整を要すると認めるときは、調整手当を支給することができ、その額は個別の契約において定める。

(賞与)

第13条 賞与は、原則として、6月1日、12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員（試採用期間中の者を含む）に対して支給する。これらの基準日前1ヵ月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。ただし、基準日前1ヵ月以内に新たに採用された職員、又は試採用された職員に対しては支給しない。

2 賞与の支給日は、6月30日、12月10日とする。

3 前項の支給日が日曜日に当たるときはその日の前々日、土曜日に当たるときはその日の前日に支給する。

4 賞与の額は、当法人の財政状況、各人の勤務成績、当法人への貢献度等を考慮し、事務総長が査定に基づき決定する。

(新たに採用された職員又は試採用された者の給与)

第14条 月の初日以外の日において新たに採用された職員、又は試採用された者に、採用又は試採用当月分の給与を支給する場合には、特に定めがある場合を除き、基本給又は諸手当（第11条第2項に規定する固定残業代を含み、その他の時間外労働手当、休日労働手当及び深夜業手当を除く。本条及び次条において同じ。）の日額（基本給又は諸手当の額を当月の所定労働日数で除した額）に、月の初日からその者が採用、又は試採用された日の前日に至るまでの所定労働日数を乗じて得た額を、基本給又は諸手当から控除する。

(退職者等の給与)

第15条 月の末日以外の日において、退職した者に対する退職当月の給与を支給する場合は、特に定めがある場合を除き、基本給又は諸手当の日額（基本給又は諸手当の額を当月の所定労働日数で除した額）にその者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの所定労働日数を乗じて得た額を、基本給又は諸手当から控除する。ただし、死亡した者に対しては、死亡当月分の基本給又は諸手当は全額支給する。

(弔慰金、見舞金)

第16条 業務上、職員が死亡し、あるいは傷痍疾病に遭ったときは、弔慰金又は見舞金を支給することができる。

(時間額)

第17条 本規程に定める「時間額」は、本給及び調整手当の額を、当年度における1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(被服等の貸与)

第18条 職員に対して必要がある場合は、それぞれの用務により被服等を貸与することができる。

(端数処理)

第19条 本規程の定めるところによる給与の計算において生じた円位未満の端数については、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げる。

(特定職員についての適用除外)

第20条 第11条の規定は、幹部職には適用しない。ただし、深夜業手当については、幹部職に対しても、第11条第4項の規定に従って別途支給する。

(補 則)

第21条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

本規程は平成26年6月6日から施行する。

附 則

本規程は平成27年1月23日から施行する。

附 則

本規程は平成28年10月1日から施行する。ただし、旧第12条及び旧第13条に基づく各手当の廃止、新第7条及び新第8条に基づく役割等級制度の導入並びに新第12条の改訂については、同年4月1日に遡って適用する。なお、同月から9月までの期間に生じる差額の追給は、本規程施行日後最初に到来する給与支払日に行うものとする。その他この遡及適用にあたって必要となる調整、措置等については、事務総長において決定し、執行する。

附 則

本規程は平成29年3月24日から施行する。